

大阪地方最低賃金審議会

第1回大阪府最低賃金専門部会議事録

1 日 時

令和6年7月19日（金）12時57分～14時01分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

（公益代表委員）

衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、澤谷委員、清水委員

（使用者代表委員）

柴田委員、平岡委員

（事務局）

小川労働基準部長、柴田賃金課長、吉川主任賃金指導官、森内賃金指導官、本多賃金指導官、
福井専門監督官、上地最低賃金係長

4 審議事項

（1）部会長及び部会長代理の選出について

（2）地域別最低賃金の審議の進め方について

（3）審議資料について

（4）令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について

（5）その他

(開会 12時57分)

吉川主任

大変お待たせをいたしました。定刻の少し前ではございますが、お揃いでございますので、ただ今から本年度第1回大阪府最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますように、よろしく願いいたします。

本日は、公益を代表する委員3名、労働者を代表する委員3名、使用者を代表する委員2名、計8名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、使用者を代表する丸山委員は本日御所用のため御欠席です。

また、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。よろしく願いいたします。

では、開催に当たりまして、労働基準部長の小川から御挨拶を申し上げます。

小川部長

小川でございます。お世話になります。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、そして本当に今日、大変お暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

本年度の大阪府最低賃金の改正審議につきましては、今月2日に開催されました第358回の総会におきまして、大阪労働局長から大阪地方最低賃金審議会の衣笠会長宛てに諮問させていただいたところでございます。

具体的審議につきましては、関係法令や運営規程に基づいて部会のほうで審議していただくということになってございますので、これからこの部会の今日は第1回目ということでございます。これからまた来週8月の上旬ぐらいまで御審議いただくことになろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

審議に際しましては、この大阪地方最低賃金審議会の自主性を発揮していただきまして、最低賃金に関する実態調査の結果ですとか各経済指標の資料、関係労使の意見、さらには中央のほうの審議会の目安、こういったものを参考にして御審議していただくことになろうかと思っております。

地域の実情に応じた適正な金額の改正となりますよう、重ねてお願いを申し上げます。簡単でございますが、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

吉川主任

では、会議に先立ちまして、昨日7月18日に開催されました中央最低賃金審議会第3回目安小委員会の審議状況について、賃金課長の柴田から御説明いたします。

柴田課長

賃金課長の柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安審議の状況について御報告をさせていただきます。

す。

7月18日の第3回目安小委員会において、金額提示までは至っておりませんことを御報告いたします。

以上でございます。

吉川主任

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

机上に配付させていただいております。まず一番上が会議次第、配席図、その下に大阪府最低賃金専門部会資料及び別冊資料として3点お配りさせていただいております。また、主要統計資料及び附帯事項の取組について、以上の資料を机上のほうに既に置かせていただいております。

特に不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

なお、主要統計資料は今年度中央最低賃金審議会の第1回目目安小委員会で使用した資料です。御参考にさせていただきますと幸いです。

ここまでの私の御説明等々につきまして、また事務局の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

吉川主任

それでは、議事の1、部会長及び部会長代理の選出についてに入ります。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。当専門部会では、これまで、公益を代表する委員により事前に協議された結果によって選出をしまいいりました。本年度も同様の方法でよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

吉川主任

ありがとうございます。

それでは、御協議の結果につきまして、衣笠委員からよろしく願いいたします。

衣笠委員

協議の結果、部会長には森委員、部会長代理には村上委員ということになりました。

吉川主任

ありがとうございます。

それでは、部会長には森委員、部会長代理には村上委員ということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

吉川主任

ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、部会長の森委員にお任せしたいと思います。
森委員、よろしく願いいたします。

森部会長

部会長を務めさせていただくことになりました森でございます。

皆様の御協力を得まして、円滑に審議を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、まず、この大阪府最低賃金専門部会の会議及び議事録の公開について、今年度の扱いを
どうするか決めておきたいと思えます。

本日の会議及び議事録については、専門部会運営規程に基づいて公開することといたしますが、個人
情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるお
それがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合
には、同規程第6条第1項及び第7条第2項により、部会長の判断で会議を非公開とする場合がある
となっております。

第2回目以降の専門部会に関しましては、同規程第6条第1項に定める率直な意見の交換若しくは
意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当するおそれがあるものと考えられる
ため、会議及び議事録を非公開としたいと思えますが、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょ
うか。

(異 議 な し)

森部会長

それでは、第2回目以降の専門部会における会議及び議事録は非公開としたいと思えます。

続きまして、議事(2)の地域別最低賃金の審議の進め方について入ります。

事務局から御説明よろしく願いいたします。

吉川主任

地域別最低賃金の審議の進め方について、事務局吉川より御案内さしあげます。

まず、専門部会資料の7ページ、資料4を御覧ください。

これは、7月2日の第358回総会で了承された令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事
項でございます。

地域別最低賃金専門部会の項目を御覧ください。

第1項で、地域別最低賃金専門部会において全会一致により議決された場合は、最低賃金審議会令
第6条第5項の規定に基づき地域別最低賃金専門部会の決議をもって大阪府最低賃金審議会の決議
とする取扱いを定めております。専門部会で全会一致の議決が得られない場合は、審議会総会に諮り、
採決いただくこととなります。

第2項では、地域別最低賃金専門部会の審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否
かにかかわらず、全て審議会を開催して報告します。

第3項は審議の基本方針です。自主性発揮等の観点から、4点の了解事項を置いております。

(1) 大阪労働局長の諮問後は、効率的な審議に資するため、中央最低賃金審議会から目安が提示される前であっても、調査審議を開始することとしております。

(2) 調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこととしております。

(3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行うと定めております。

(4) 議決は全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこととされております。

本年度は、この了解事項を踏まえ審議を進めていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

次に、専門部会資料9ページの資料5を御覧ください。

令和6年度地域別最低賃金の審議の進め方として、7月2日開催の第358回総会において承認をいただいた内容で、本年度の当専門部会の日程についてお示ししております。

第2回専門部会以降、本日配付しております資料を参考に具体的な金額審議を進めていただきたいと考えております。

事務局吉川からは以上でございます。

森部会長

ただいまの事務局の御説明で何か御質問、御意見等ございますか。

澤谷委員

すみません。

森部会長

澤谷委員、どうぞ。

澤谷委員

資料の誤字訂正だけお願いしたいのです。資料5、9ページ、今ほどおっしゃっていただきました進め方のところの本審の一番初めが353回、第2回となっていますので、358回で第1回。

森内指導官

失礼します、森内から説明させていただきます。澤谷委員御指摘のとおり、第358回で本年度としては第1回の総会で行ってしまいました。誤りでした。申し訳ございませんでした。

森部会長

では、澤谷委員の御指摘のとおり、修正させていただくということで、事務局、よろしいでしょうか。

森内指導官

はい、対応させていただきます。

森部会長

ありがとうございます。
柴田委員、どうぞ。

柴田委員

すみません、確認なのですけれども、7月2日の総会の際の労働局長からの諮問文、資料5ページの資料3には、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024等に配慮した調査をお願いするというくだりがございます。今、御説明がありました専門部会の方では、金額改正審議をという事務局の御説明でしたけれども、この骨太の方針とかの金額以外のところの配慮については、専門部会では行わないという理解でよろしいのか、それとも、諮問文にあるように、専門部会でも、その新しい資本主義のグランドデザインとか骨太の方針の内容に配慮して専門部会でも審議を行うのか、どちらになるのでしょうか。これは部会長にお聞きするのがいいのか、事務局にお聞きするのがいいのか分からないのですけれども、ちょっと確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

柴田賃金課長

賃金課長の柴田です。了解事項、4点ございますが、事務局のほうの理解としましては、局長の諮問、骨太の方針にも配慮して審議を行っていただきたいというふうには考えておりますけれども。

柴田委員

ということは、金額審議だけではなくて、骨太方針に書かれている賃上げ等、7月2日の際に資料でお配りしていただいた関係箇所全てに配慮をして専門部会でも調査審議を行うという理解でよろしいということでしょうか。

柴田賃金課長

金額の審議を行っていただく上では、背景資料ですとか、そういったものはある程度斟酌、配慮していただいて御議論いただくものかなというふうに考えておったのですけれども、というふうに事務局は考えておりますが。

柴田委員

配慮する範囲がよく分からないので、そこは調査審議するまでに明確にしておいたほうがいいかと、ですので、7月2日の総会の際に配られた関係箇所の資料のどの部分に配慮するのか、それ全体、今の柴田課長の説明では、金額審議に関係、金額賃金に関係するところだけを配慮するというふうな意味合いにも取れるのですけれども、そこら辺はこれからの調査審議で重要なところだと思っておりますので、確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

柴田賃金課長

この前おっしゃっていた資料のところにも関係するような話ですかね、8-1とか8-2、今ちょっとございませんけれども。

柴田委員

そうです。7月2日のときに配られた資料は、骨太の方針とかの賃上げ箇所以外のところも関係箇所ということで御提供がございました。中央の審議会でも同じようなことになっているのですが、そこは、中央の目安委員会はどうされているかよく分からないのですが、大阪の審議会では、どの範囲をどの程度配意して調査審議するのかというのは、今年、なぜ言うかという、2030年半ばまでに全国加重平均1,500円という数字が出ているので、水準論なのか、個別のいろんなことなのか、それも含めて調査審議をするということになるのかというのを御確認させていただきたいということでございます。

柴田賃金課長

骨太のところですと、まず大前提としまして公労使の3者が最低賃金の審議会でも法定の3要素に基づいて毎年の最低賃金額についてしっかり議論を行っていただく、その積み重ねによって決定に至るというものがございます。その中で、政府目標として中長期の金額目標と地域間格差是正に配意しつつも中小企業の経営の影響にも配慮するように求められているというふうに考えておりますので、そういったことを配意いただいて御議論いただければなというふうに考えております。

柴田委員

それはもう一回事務局のほうで整理して、7月2日のときにお配りいただいた資料の8-1と8-2、その全体を専門部会でも考慮しながら審議するのか、いやいや、それでなくて、要は金額審議に関する賃上げの部分のみに限定したような配意をするのか、そこはちょっと整理してお答えいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

柴田賃金課長

だから、この骨太の何ページの何行目の何行目からを見てもらって、そこは見なくてもいいとか、そういうことも言えということですか。

柴田委員

なので、7月2日のときに資料でお配りいただいたのはかなり広範囲の部分が関係箇所ということを出ていたと思うのですよ。それを全部配意して調査審議を行うということになると、お示しの審議日程とかのことを考えると、かなり厳しいことになるのかなというふうなことを思っています、だから、現実に金額審議をするに当たって、ここで諮問文の中にある配意というのはどの程度、どの部分をどの程度配意するのかというのをきっちりとお示しいただきたいということでございます。

柴田賃金課長

ですから、金額を審議していただく上で、先ほど申し上げましたように中長期の金額目標、地域間格差の是正、そして中小企業への影響を配意してくださいということで回答したつもりですが、それでは意味が分からないということなのですね。

柴田委員

いや、それはもう個別の委員がそれぞれお配りいただいた関係箇所はどこを配意するのかというのは、それぞれの委員の判断やと言うのやったら、それはそれでもいいのですけれども、それは、そうするといろんな意見とかが出てくると思うので、今、課長がおっしゃっていた今の説明ですと、お配りいただいた資料の中で限定されるのじゃないかなというふうに考えますが、なので、そこはもう一回整理していただいたほうがいいのかなという思いでございます。

森部会長

諮問文に関しまして、柴田委員のほうから、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年度改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024に配意した貴会の調査審議をお願いするという諮問文に関しましてですけれども、先ほど事務局から御説明がございましたが、地域別最低賃金専門部会の審議の基本方針に関しましては、3項の(2)のところ、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うことというふうに記載しておりますので、まず、資料として出されている大阪府最低賃金に関する基本的資料を重点的に御確認いただいて、金額審議をしていただくことになりまされども、当然、大阪府も我が国の中の一つの地域でございますので、政府の方針どおり、関連する部門それぞれの労使双方の御意見のところ、重要視することがございましたら、その点について金額審議のときに御提示いただいて、御説明していただいて、審議会方式で運営しておりますので、この方式の中で議論させていただきたいというふうに思っております。

ですので、またいろいろな政府から出されている方針に関しまして、金額審議と関連するところでいろいろ大阪府のほうから、この最低賃金審議会は大阪府のほうから国のほうに申し立てすることもあるということで、これまで附帯事項等の取組についても十分配慮しながら審議会での労使双方の御意見をまとめて国のほうに出していったと思いますので、そのあたりは適宜必要な部分を御提示いただいて、御説明いただくというふうな形でさせていただけたらというふうに思っております。

労使双方、そのほか、いかがでしょうか。

柴田委員

適宜提示するというのは、だから委員で骨太の方針のここにこう書いているからこういうふうになるのじゃないかなというふうな提案をさせていただいたらいいということですかね。

森部会長

結構です。それぞれの金額に。

柴田委員

ということになると、7月2日に配られた関係箇所の意味というのは、要は包括的に関連するような箇所を全体的に資料として配付したという理解になるのですけれども、それでよろしいですか。

森内指導官

すみません、森内です。ですから、審議資料として使っていただきたいのは、こうやって別冊で1、2、3でまとめている分などがあるわけですね。基本方針として骨太とか、たしかあれ、内閣府で閣

議決定しているやつだと思いますので、それを基本方針として審議をしていただければという考えで
こういうふうに資料をまとめているので、ちょっと答えになったかどうか分からないのですが、よろ
しいでしょうか。

森部会長

ありがとうございます。またここに出されている資料以外にも労使双方からそれぞれ事前に出して
いただきまして、これ以外の資料も配付していただくこともございますので、当然その際に今言っ
ている骨太の方針等も御利用される場合もあるかと思いますので、柴田委員の御指摘も非常に重要だ
と思いますので、資料の提示に関しましては、前回お話しにありましたように、明確に、そして資料の
情報を正確に労使双方伝わるように御説明いただくということで、柴田委員から御説明というか御確
認があったというふうに私も理解しておりますので、事務局に関しましても労使双方から必要な資料
が提示されるということになりましたら、その資料の準備等御協力をお願いしたいというふうに思
いますが、よろしいでしょうか。

柴田賃金課長

はい、承知いたしました。

森部会長

柴田委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それ以外にいかがでしょうか。

労働者委員よろしいですか。

使用者委員よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

森部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の御説明、それから柴田委員の貴重な御意見を参考にしながら、審議
を今後適切に進めさせていただきたいと思いますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、この点につきましては御了解いただいたという形にさせていただきます。

それでは、続きまして議事3の審議資料についてに入ります。

事務局から御説明、お願いいたします。

森内指導官

それでは、事務局の森内から御説明させていただきます。

それでは、まず専門部会資料のほうを御覧ください。

まず、1ページの資料1は本専門部会の委員会の委員の名簿です。

続きまして、3ページの資料2は大阪府最低賃金専門部会運営規程です。

5ページ目の資料3は、本年度の大阪府最低賃金の改正決定についての諮問文の写しです。7月2

日に開催されました第358回総会におきまして、大阪労働局長から大阪地方最低賃金審議会会長に対して最低賃金の改正について諮問しております。本専門部会は、この諮問を受けて設置されております。

7ページの資料4は、令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項です。

9ページの資料5、令和6年度地域別最低賃金の審議の進め方（案）については、先ほど事務局の吉川から説明させていただきました。

11ページの資料6、基本問題協議会の審議結果について（報告）は、審議に用いる統計資料として基本問題協議会の場で協議、確認された事項を取りまとめたものです。

13ページの資料7は、昨年度の大阪府最低賃金の改正決定の答申文の写しです。

飛びまして、19ページ、資料8-1からは、大阪府が発表した今年の令和6年春季賃上げ妥結状況（最終報）であり、27ページの資料8-2は、同じく大阪府が発表した今年の春季賃上げ妥結状況の詳細分析報告でございます。

また飛びまして33ページ、資料の9になりますが、財務省近畿財務局が取りまとめた令和6年度全国財務局長会議資料です。

また飛びまして51ページ、こちら資料10は本年7月4日付で日本銀行大阪支店が取りまとめた関西金融経済動向です。

次、57ページです。57ページの資料11は、関西経済連合会・大阪商工会議所が取りまとめた第94回経営・経済動向調査結果です。

次、飛びまして73ページになります。73ページの資料12は、令和6年7月10日に開催された令和6年度第2回目安に関する小委員会の配付資料ナンバー2をおつけしております。

この中で74ページと75ページには生活保護と最低賃金の比較グラフを掲載しております。

75ページの比較グラフは、74ページの比較グラフから最低賃金部分を令和6年度の最低賃金改定額に反映したものでございます。全都道府県において最低賃金が生活保護の水準を上回っていることが確認できる資料となっております。

続きまして、76ページを御覧ください。

こちらは都道府県ごとの最低賃金を生活保護水準との乖離額変動の要因分析を記載したのですが、左端に都道府県名が表示されておりますので、大阪の部分を御覧ください。

最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出する際に、時間額に換算しておりますが、令和4年度データに基づく乖離額（A）はマイナス227円、すなわち大阪府最低賃金が生活保護の水準を時間額換算で227円上回っていることを示しています。

その右隣、令和5年度地域別最低賃金引上げ額（B）の41円を考慮した最新の乖離額（C）は、マイナス268円、つまり大阪府最低賃金が生活保護の水準を時間額換算で268円上回っていることを表しています。

77ページの資料13は、6月25日に開催された令和6年度第1回目安に関する小委員会の配付資料のナンバー4、足下の経済状況等に関する補足説明資料をおつけしております。

資料13のうち、118ページから始まる価格交渉（2024年3月）フォローアップ調査結果、こちらは昨年度委員の方から添付を求められて、令和5年度の第2回専門部会で配付したという経緯がございましたので、当局において今年度の第1回目の資料として添付いたしました。

こちらのまず最初の冊子の資料について御説明は以上でございます。

続きまして、別冊資料のほうを説明させていただきます。

こちら最低賃金を決める際の3要素に応じた資料を添付しております。

まず、3要素の1つ目、地域における労働者の生計費に関する統計資料を説明します。

まず、1ページを開いてください。

(1)として勤労者の1世帯当たりの1か月消費支出の推移があります。

そして2ページ、(2)として標準生計費の推移となっています。

次、A3サイズのもので、3ページ目、(2-2)として標準生計費の内訳があります。

めくって4ページ、(3)として大阪府の生活保護の状況です。

次に、6ページ(4-2)として消費者物価指数の推移(持家の帰属家賃を除く総合)があります。

そして、7ページに(4-3)として消費者物価指数の推移(生鮮食品を除く総合)となっています。

また、こちら3要素の2つ目に入ります、地域における労働者の賃金に関する統計資料です。

8ページの(5-1)としまして令和6年大阪における春季賃上げ妥結状況(最終報)があります。

めくって9ページ目、(5-2)として令和6年春季賃上げ回答妥結状況の全国版です。

10ページの(6-1)は、都道府県別・事業所規模別きまって支給する給与額及び地域間・規模間格差です。

11ページ、(6-2)、こちらは大阪府・事業所別きまって支給する給与額です。

12ページの(7-1)は、全国の新規学卒者の初任給の資料です。

13ページの(7-2)は、大阪府の新規学卒者の初任給の資料です。

14ページの(8)は女性短時間(パートタイム)労働者の賃金です。

15ページ、ページ数が内側に入り込んでしまっているのですが、15ページの(9)は、パートタイム労働者比率です。

16ページの(10-1)及び17ページの(10-2)は、所定内給与額及びその比率です。

ここからA3の資料となります。

18ページの(11)、こちらは賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクの数値となります。

次に、3要素の3つ目の資料となります。

地域における通常の事業の支払能力に関する統計資料です。

21ページ、こちら(12-1)、この資料ですけれども地域別最低賃金の未満率と影響率の推移です。

22ページの(12-2)、こちらは大阪府最低賃金適用業種の未満率の推移です。

23ページ、こちらはまたA3資料となりますが、大阪府工業生産指数です。

24ページの(14)、こちらが大型小売店販売状況です。

25ページ、こちらが(15)企業物価指数です。

26ページが、これが(16)業況判断(DI)です。

27ページの(17)は、経常利益額増減です。

28ページの(18)は、売上高経常利益率です。

29ページの(19)は、従業員1人当たりの付加価値額です。

30ページの(20)は、企業倒産件数です。

続きまして、別冊資料2について御説明いたします。

こちら要約版となりまして、全体版は今作成中でございます。

これは、本年6月に大阪労働局で実施しました最低賃金に関する実態調査の結果のうち主要な箇所を取りまとめたものです。

なお、今回の専門部会までをめぐりとして全体版を作成中ですが、完成次第、メールにて委員の皆様へに配付を予定しております。

併せて、例年作成している影響率表につきましても作成中です。完成し次第、まずメールにて委員の皆様へに配付を予定しております。

この別冊資料2の説明に戻ります。

こちらの表紙の次のページ、1、調査の範囲、そして(3)事業所の項目に記載しておりますとおり、まず大阪府下の従業員100人未満の製造業及び情報通信業の事業所、同じく従業員30人未満の卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、それから宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の民間営業所を対象に、本年6月1日現在、在籍する労働者の6月分の賃金についてサンプル調査を行ったものです。

本年度の実態調査におけるサンプル数は、事業所数537件、(2)のところに書いている数字ですけれども、それから対象労働者数4,496名となっております。

このサンプル結果を基に、大阪府最低賃金が適用される労働者ベースの数値に復元して取りまとめしております。

1枚めくっていただきますと統計資料の用語の解説となっております。

さらに、次のページに最低賃金実態調査結果一覧を載せております。本調査結果の一覧を業種ごとに中位数、第1・20分位数、第1・10分位数、時間当平均賃金額、未満率に区分して掲載したものです。

別冊資料2については以上でございます。

最後に、別冊資料3について御説明いたします。

大阪府最低賃金に関する経年的データダイジェスト版ですが、ただいま御説明しました別冊資料1と別冊資料2の統計資料から、大阪府下とか大阪府を含む、に係る数値を抽出して原則過去5年分を取りまとめたものです。

資料の説明は以上でございます。

森部会長

それでは、ただいまの事務局の御説明について御意見、御質問等ございますか。

柴田委員、どうぞ。

柴田委員

すみません、別冊資料1の(11)賃金改定状況調査結果第4表のAランクの数字を出していただいています、以前にAランクの中の大阪府分の数値のデータが出ないのかということで事務局にお尋ねしましたところ、厚生労働省に確認した結果、母数が少ないので、それぞれの県ごとのデータというのは出せないというふうな御回答をいただきました。

については、この改定状況調査の全体のサンプル数と、そのうちの大阪のサンプル数を、今日じゃなくてもいいので、ちょっとそこを御確認いただいて、教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

森部会長

柴田委員から御要望がございましたけれども、事務局、いかがでしょうか。

柴田課長

一度本省に聞いてみて、回答できるかどうか、それも含めて確認してから回答したいと思います。

森部会長

ありがとうございます。

私のほうでも、柴田委員からの御質問ありました点について、事務局に御説明いただこうと思っておりましたが、柴田委員から御説明と、それから事務局の前もっての回答を御説明いただきましたので、改めて要望ございましたので、その点御確認のほどお願いいたします。

そのほかの御質問、御意見等いかがですか。

労働者側の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

使用者側の皆様、いかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、今、御要望あった件は御対応いただくということにいたしまして、続きまして、議事4の令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項に対する取組状況の御報告に入ります。

事務局から資料に基づいて御説明、お願いいたします。

本多指導官

事務局の本多でございます。着座にて失礼いたします。

資料のほうは、こちらのオレンジが下のほうにひいてあります令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について、これを基に御説明のほうをさせていただきたいと思っております。

それでは、令和5年8月7日付大阪府最低賃金審議答申の際、御要望いただきました附帯事項について取組状況を報告いたします。

まず、お手元の資料を御覧ください。

附帯事項は2ページを開けていただきまして、2ページのほうに附帯事項ということで、政府への要望、3ページには大阪労働局への要望というふうでございます。

まず、政府への要望に対する取組でございますが、資料の4ページのほうを御覧ください。

I 政府への要望に対する取組の1 厚生労働省の取組でございます。

(1) 業務改善助成金の拡充としまして、令和5年8月31日から賃金引上げに取り組む中小企業等を支援する業務改善助成金の拡充が図られております。④では、令和5年11月2日、デフレ完全脱却のための総合経済対策を受け補正予算が生まれ、最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援するため、賃金引上げの計画を立てて申請する場合の申請期限が令和6年1月31日から3月31日に延長されております。

次に、(2) 周知・相談時の中小企業庁との連携でございますが、厚生労働省の業務改善助成金、中小企業庁の生産性向上支援策の両方を記載したリーフレットを作成、労働局や労働基準監督署及びハローワークの窓口にて配架して周知のほうをしております。

また、令和6年度税制改正の大綱を踏まえた賃上げ促進税制の強化が令和6年4月1日より施行され、関係するリーフレットを配架して周知を行っております。

(5) 地方版政労使会議の開催でございます。

厚生労働省の指示により、各都道府県労働局において賃金引上げに向けた取組等を主たるテーマに、自治体と労働団体、経済団体の参加する地方版政労使会議が開催されています。

当局では2月2日、厚生労働省から宮崎副大臣が出席し、賃上げは東京や大きな企業だけ行われていても成果として上がらない。雇用の7割を占める中小企業において確実に実現していくことが肝要である、政府はそのために環境整備について全力を尽くしてまいりたいと述べております。

政労使会議では、労働局からは中小企業の人手不足対策や生産性向上に向けた支援策のほか、いわゆる年収の壁を意識せずに働ける体制などについて説明を行いました。

次に、5ページを御覧ください。

5ページでございますが、2、経済産業省（中小企業庁）の取組の（2）価格転嫁対策の強化の③でございますが、価格交渉促進月間が9月と3月に行われており、その後、フォローアップ調査がございました。令和6年6月21日に令和6年3月の調査結果が公表され、令和5年9月より価格交渉が行われた割合が増加するなど、価格交渉できる雰囲気さらに醸成されつつある傾向とされております。

(3) 中堅・中小企業の賃上げの環境整備でございます。

経済産業省では、先ほども御説明しましたが、デフレ完全脱却のための総合経済対策として4月より賃上げ促進税制を強化しております。

また、(4) 令和5年度補正予算でございますが、①ものづくり補助金、IT導入補助金などを中小企業生産性革命推進事業2,000億円、②中小企業省力化投資補助事業の創設1,000億円とされております。

②中小企業省力化投資補助事業でございますが、中小企業等の売上げ拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業に対して省力化投資を支援することにより、付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつながる事業でございます。

次に、3、公正取引委員会の取組では、新しい資本主義実現会議において取引適正化に向け、①から③の取組が示され、実施されるとともに、下請事業者にならぬしわ寄せが生じないよう、12月には経済産業大臣と公正取引委員会委員長の名義により下請取引の適正化の要請が実施されております。

また、①の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の取組状況のフォローアップなどを目的として、令和6年6月に価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査を実施しております。

⑤では、独占禁止法上優越的地位の濫用に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表として10社を公表しております。

次に、資料6ページを御覧ください。

II 大阪労働局への要望に対する取組でございます。

取組の年間の実施計画をお示ししております。附帯事項6に基づく実施計画として策定しました。

では、7ページを御覧ください。

【1】周知広報・履行確保の取組でございます。

従来から、できるだけ多くのお府民に知っていただくよう、大阪府内全自治体へ広報紙の掲載を依頼するほか、マスメディアの活用、包括連携協定を結んだ金融機関を通じた周知など、様々な媒体

や機会を活用して積極的に取り組んでおります。

官報公示後すぐ大阪労働局独自に中小企業支援策を盛り込んだ周知用リーフレットを作成し、大阪労働局内、労働基準監督署、ハローワーク、大阪府、大阪府内各市町村へ配付しました。

その後、本省作成のポスターやリーフレットが届いたところで、ポスターやリーフレットを幅広く配付し、周知を図っております。

令和5年度初の取組としまして丸の4つ目でございますが、メーリングリストを活用して労働保険事務組合や近畿圏内の大学、短大へ改正された最低賃金額や事業主支援策の周知を図りました。

では、次に、8ページを御覧ください。

地方自治体を通じた周知でございます。

最低賃金額がもれなく府民へ周知されるよう、大阪府各自治体へ広報紙掲載を依頼し、さらに答申や官報公示の情報を共有し、早期に掲載されるように努めました。結果、10月に38自治体、11月に5自治体と大阪府内43全ての市町村で掲載されました。10月の掲載は令和4年度より3件増加しております。

また、その下の丸でございますが、金融機関で包括連携協定を活用した取組として、包括連携協定を締結している大阪信用金庫、池田泉州銀行では、金融機関広報の掲載や窓口へのリーフレット配架、デジタルサイネージによる情報発信など御協力をいただき周知を図っています。

では、9ページを御覧ください。

公共交通機関を活用した取組でございます。

厚生労働省の本省ルートであります。9月下旬から10月上旬にかけてJR大阪駅など大阪府内の主要32駅の有料広告スペースにポスターを掲出し、周知を行っております。加えて、大阪労働局でもこれまで鉄道各社と培ってきたルートを活用し、独自にJR、在阪鉄道会社、Osaka Metroへポスター掲出の依頼を行い、周知を図っております。

また、マスメディアを通じた取組としまして、大阪労働局ユーチューブチャンネルに最低賃金制度や事業主支援制度の周知用動画を公開するなど、マスメディアの活用にも取り組み、令和5年度は新たに大阪労働局労働基準部のX、旧ツイッターを活用し、随時情報の発信を行っております。

では、10ページを御覧ください。

その他の取組を掲載しております。写真にもございますが、面接会での周知や労働者派遣事業職業紹介事業者へのリーフレット送付などの取組を行っております。

では、次に、11ページを御覧ください。

最低賃金履行確保の取組でございます。1つ目の丸の最低賃金周知・支援月間の取組としまして、9月に実施した最低賃金周知支援月間の際、労働基準監督署では、賃金改定の影響が特に大きいと思われる事業場を選定し、労働基準監督署職員が個別に訪問や電話などで改正最低賃金額や中小企業支援策を直接周知する取組を行いました。

また、一番下の丸、最低賃金重点監督の実施では、令和5年度も令和6年1月から3月に大阪府内の全監督署において最低賃金の遵守徹底を目的として、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導を実施してきました。

監督対象事業場は、未満率や改定による影響率が高い業種等、各種情報に基づき選定しているため、一定数の事業場については、最低賃金法違反が認められておりますが、問題のある事業場については是正に向けて適正に指導を行うとともに、賃金引上げのための各種支援策の周知を行っているところ

でございます。

引き続き、効果的な監督指導に取り組むとともに、最低賃金額を知らないために法違反が生ずることのないよう、周知に励んでまいりたいと思います。

では、12ページを御覧ください。

【2】中小企業支援措置の利活用促進でございます。

一番上の丸、省庁を横断する賃金引上げの公的支援策を一つにまとめた周知ですが、大阪局版の各リーフレットや大阪労働局ホームページへ一つにまとめて掲載をし、周知を図っております。

リーフレットの裏面に主だった支援策を掲載し、それ以外のものについても二次元コードで紹介マニュアルを見られるようにしております。

下から3つ目の大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組では、大阪府よろず支援拠点へ取次ぎがございます。

また、大阪府よろず支援拠点の主催セミナーにおいて事業主支援策の資料を配付いただくよう協力依頼を行っております。

下から2つ目の丸、確定申告会場等における周知では、下に写真もございますが、経済団体や業界団体に所属していない中小・零細及び個人事業主も経営に関する用務で利用が見込まれることから、税務署や確定申告会場、大阪府税事務所でのポスターの掲出等を行い、周知に取り組みました。

最後に、一番下の近畿経済産業局との連携でございます。令和5年度は近畿経済産業局とも連携し、近畿経済産業局が主催する中小企業施策説明会において、最低賃金制度や業務改善情報助成金について紹介を行いました。

次に、13ページを御覧ください。

マスメディアを通じた取組でございます。令和5年度厚生労働省が最低賃金制度や業務改善助成金について全国ネットでラジオやCMを放映し、周知を図っています。大阪労働局においてもホームページにCM動画を掲載するとともにユーチューブやXを活用し、最低賃金制度や事業主支援策について情報発信を行っております。

次に、14ページでございますが、各制度の利用状況、厚生労働省関連では、大阪での業務改善助成金等支援策の利用状況について記載しております。

年収の壁・支援強化パッケージとして106万円の壁がございます。対応としてキャリアアップ助成金の社会保険適用時処遇改善コースがございます。こちらの利用状況といたしましては、表の上から4つ目に記載をしております。令和5年10月に制度開始、半年経過後に申請開始となりますので、申請件数、実績ともに令和5年度はゼロとなり、計画書の提出件数を記載しております。令和5年度の大阪の計画書提出件数は986件、全国は7,669件となっております。

では、15ページを御覧ください。

経済産業省関連、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの取組の件数が記載されております。

では、16ページを御覧ください。

【3】公共発注を行う行政機関に対する配慮要請でございます。

行政機関に対する配慮要請等の取組としまして、9月に厚生労働省労働基準局長から各都道府県知事と政令指定都市の市長宛てに委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める要請文書が発出されております。大阪府内の政令指定都市以外の各自治体には大阪労働局長と知事連名で、国の在阪行政機関には労働基準部長名で、それぞれ要請を行いました。

最低賃金に係る情報提供に関する協定については、現在、大阪市、堺市、枚方市と締結しております。これまでのところ、この取組の情報提供によって違反が発覚したということはありませんが、発出する自治体が業者に渡す資料の中に、協定内容を明記したものを入れることにより、労働関係法令違反の抑止になるものと考えております。

引き続き、的確に運営してまいりたいと考えております。

協定未締結の他の自治体へは、締結勧奨の文書を発出しております。

では、17ページを御覧ください。

【4】下請取引の適正化でございます。

労働基準監督署における取組としまして、大阪府内の労働基準監督署では、令和5年度も令和6年1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の紹介を行っております。

労働基準関係法違反を確認した際は、下請たたきが疑われる行為が存在していないか丁寧に確認し、必要な通報を漏れなく行うとしております。

令和5年度より、労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金、賃上げ促進税制においても紹介を行うよう連携を強化しており、よろず支援拠点では中小・小規模企業の支援に関する相談の際に厚生労働省の働き方改革推進センターや業務改善助成金を案内し、連携を図っております。

これらの取組の実施については厚生労働本省とも連携を図りながら、予算の確保、実施体制の強化を図り、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備を進めてまいります。

附帯事項6項目につきまして、取組状況を御報告させていただきました。

事務局から、令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組については以上でございます。

森部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして御質問、御意見等ございますか。いかがでしょうか。

労働者委員、よろしいですか。

使用者委員、よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事5のその他に入ります。

それでは、今後の専門部会の日程について事務局から御説明、お願いいたします。

吉川主任

今後の地域別最賃専門部会の日程を、私吉川のほうから御説明いたします。

第2回目を7月26日金曜日、午前10時から、第3回目を7月29日月曜日、午後3時30分から、第4回目を7月31日水曜日、午前9時30分から、第5回目を8月1日木曜日、午前10時から、場所は第2号館9階共用A会議室で開催することとしております。よろしくお願いいたします。

なお、予備日といたしまして、第6回目を8月5日月曜日午前9時30分からとしております。

これが開催されました場合、場所は第2号館9階遠隔審議室で開催することとしております。

私からは開催日程の御説明、以上でございます。

森部会長

今後の日程は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

次回から金額改定の具体的な審議に入りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後にその他、何かございますか。

労働者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

使用者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、何かございますか。

小川部長

ございません。

森部会長

ないようでしたら、本日はこれにて閉会といたします。

ありがとうございました。

(閉会 14時01分)